

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 水俣市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.9	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.2	%
全職員	88.4	%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	95.8	%
本庁課長補佐相当職	99.2	%
本庁係長相当職	97.2	%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	95.2	%
26～30年	93.0	%
21～25年	96.2	%
16～20年	89.2	%
11～15年	84.2	%
6～10年	85.7	%
1～5年	90.4	%

#### 【説明欄】

- ・ 2 (1) 本庁部局長・次長相当職の区分には、女性の職員がいないため「—」としている。
- ・ 2 (2) 36年以上の区分には、該当する職員がいないため「—」としている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。